

支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書 兼 現況届

4

(2・3号入所用)

糸島市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。保育所等の利用を希望する場合は、施設利用もあわせて申し込みます。また、この申請書及び添付資料に関する情報を、入所が決定した保育所等及びその所在地市町村に提供することに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

住所	令和3年1月1日の住所が 糸島市外の場合、右記に記入		電話	自宅	-	-
	令和4年1月1日の住所が 糸島市外の場合、右記に記入			父の携帯	-	-
	※糸島市外の場合は現住所を記入			母の携帯	-	-
	糸島市			日中連絡先	-	-

○申請児童情報

※令和4年4月1日現在の年齢を記入

申請児童	氏名 (ふりがな)	生年月日(和暦) ※	年齢	性別	区分	認定区分	認定番号
1人目		平成 令和	年 月 日	歳	男・女	新規・継続	号
2人目		平成 令和	年 月 日	歳	男・女	新規・継続	号
3人目		平成 令和	年 月 日	歳	男・女	新規・継続	号

○施設利用申込情報

入所希望 保育所等	第1希望		第4希望		第7希望	
	第2希望		第5希望		第8希望	
	第3希望		第6希望		第9希望	
利用希望時間	<input type="checkbox"/> 保育短時間利用(8時間)を希望する ※希望する場合のみチェックを付けてください					
きょうだい児の選考	<input type="checkbox"/> きょうだい児のうち一人でも入所を希望する <input type="checkbox"/> きょうだい児が別の園でも、同時入所なら入所を希望する					
	※上記にチェックが無い場合、きょうだい児は同時に同じ施設に受入枠がある場合に入所を決定します					
保育を必要 とする理由	父	就労・疾病・負傷・障がい・介護・看護・求職活動・就学・育児休業・その他()				
	母	就労・妊娠・出産・疾病・負傷・障がい・介護・看護・求職活動・就学・育児休業・その他()				
利用希望期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					

○家庭情報(保護者(別居を含む)、申請児童及び同居者の情報を記入してください)

※令和4年4月1日現在の年齢を記入

氏名(ふりがな)	申込児童 との続柄	生年月日(和暦) ※	年齢	就労先名、学校名(保育所名)等
	父 (同居 別居)	大昭 平令	年 月 日	歳
	母 (同居 別居)	大昭 平令	年 月 日	歳
	本人	大昭 平令	年 月 日	歳
		大昭 平令	年 月 日	歳
		大昭 平令	年 月 日	歳
		大昭 平令	年 月 日	歳
		大昭 平令	年 月 日	歳
		大昭 平令	年 月 日	歳

生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 適用あり (保護開始日: 年 月 日)			
家庭の状況 ※	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭【理由: 死亡・離婚・未婚・行方不明・その他()】 ⇒ 児童扶養手当またはひとり親医療証について <input type="checkbox"/> 申請済 <input type="checkbox"/> 申請していない			
	<input type="checkbox"/> 離婚裁判(調停)中 ※証明書の添付が必要です。			
障害者手帳取得状況 (本人または同居者)※	氏名	本人・続柄()	次回更新日	無・[年 月 日]
	氏名	本人・続柄()	次回更新日	無・[年 月 日]

※証明書の添付を求める場合があります

保育標準時間利用の申出書

この申出書は、以下の①から③までの全てに該当する場合に記入していただくものです。一つでも該当しないものがある場合、記入の必要はありません。

- ① 児童の保護者のうち、両方またはいずれかが『就労』を要件として利用申込みを行う場合
- ② 申込みにあたって提出する就労証明書の7「就労時間（月）」が120時間未満である場合
- ③ 保育標準時間の利用を希望する場合

※保護者の月就労時間が120時間未満であり、この申出書の記入が無い場合は、**保育短時間(8時間)**のご利用となります。

令和 年 月 日

申出者（保護者）

下記の理由により保育標準時間の利用を申し出ます。

記

【注意事項】

※申込児童の保護者のうち、いずれかが求職活動中または育児休業中である場合は、保育標準時間を利用することはできません。

※保育標準時間とは、保育を利用できる時間が1日あたり最長11時間（原則として7：00から18：00まで）のことを指します。

※就労状況が変更となった場合は、速やかに変更後の就労証明書を提出してください。変更後の就労時間が月120時間未満であり、かつ保育標準時間の利用を希望する場合は、再度申出書の提出が必要です。